

広島市消防団サポーター制度実施要綱

令和4年 3月31日制定

(目的)

第1条 この制度は、広島市内に居住又は通学する学生が、広島市消防団サポーター（以下「サポーター」という。）として、消防団員の支援活動に参加することで、大規模災害時等に消防団員の支援要員を確保するとともに、支援活動への参加を通じ消防団への理解を深め、将来の消防団員の確保を図ることを目的とする。

(活動内容)

第2条 サポーターの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 大規模災害時における消防団員の活動の後方支援
- (2) 防災訓練等における消防団員の活動の後方支援
- (3) 前各号の活動を行うために必要な訓練及び研修

2 前項第2号の「防災訓練等」とは、各区で行われる防災訓練、水防訓練等、大規模災害に対処するための訓練をいう。

(登録の要件)

第3条 サポーターは、18歳以上で次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 広島市内の大学、短期大学、専門学校、高等専門学校等に通学する者
- (2) 広島市内に居住し、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校等（市外でも可）に通学する者

(申請及び登録)

第4条 サポーターとして登録を希望する者は、広島市消防団サポーター登録申請書（様式1）に振替口座が確認できる書類を添付して消防局長あて申請するものとする。なお、登録は行政区単位で行い、1名につき1行政区の登録とする。

2 消防局長は、前項の申請に対し、第3条に規定する要件を満たすことが認められる場合は、広島市消防団サポーター登録証（様式2）を交付するとともに、広島市消防団サポーター登録台帳（様式3）に登録するものとする。

(登録者数)

第5条 サポーターの登録者数は、1行政区につき30名以内を原則とする。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、広島市消防団サポーター登録証を交付した日から当該年度の末日までとする。

(登録内容の変更)

第7条 サポーターは、登録内容に変更が生じたときは、広島市消防団サポーター登録内容変更届（様式4）により、速やかに消防局長あて届け出るものとする。

(登録の継続)

第8条 消防局長は、サポーターの登録の有効期間が満了する以前に、次年度においても引き続き登録を継続するか否か、照会するものとする。

2 登録を継続するサポーターは、広島市消防団サポーター登録申請書(様式1)の提出を省略できるものとする。

(登録の抹消)

第9条 サポーターは、年度の中途において登録を抹消しようとするときは、広島市消防団サポーター登録抹消申請書(様式5)により消防局長あて申請するものとする。

2 前項にかかわらず、消防局長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、サポーターの登録を抹消できるものとする。なお、消防団長は、次の各号について知り得たときは消防局長あて報告するものとする。

(1) 第3条に該当しなくなったとき

(2) 消防団員として任用されたとき

(3) 第2条に掲げる活動ができない等、サポーターとしてふさわしくないと消防局長が認めたとき

3 消防局長は、前各項の規定により登録を抹消したときは、広島市消防団サポーター登録抹消通知書(様式6)により通知するとともに、広島市消防団サポーター登録台帳(様式3)から抹消するものとする。

(活動の要請)

第10条 消防局長は、サポーターに活動を要請する場合、集合時刻、集合場所、活動場所、活動内容、活動予定時間を提示するものとする。

(集合場所への出向等)

第11条 前条の要請を受けて活動が可能なサポーターは、活動内容に適した服装で集合場所に出向するものとする。

(活動)

第12条 サポーターは、集合場所で配付されたサポーター専用のベストを着用し、消防団員と連携の上、活動する。

2 活動に必要な資器材は、消防団長が準備する。

3 サポーターの活動時間は、原則として1回当たり8時間以内とし、1週間当たり20時間未満とする。

(活動時間等の記録)

第13条 サポーターは、活動に際して、自らの氏名、活動開始時刻及び活動終了時刻を消防団長あて報告すること。

2 消防団長は、広島市消防団サポーター活動記録簿(様式7)によりサポーターの活動開始時刻、活動終了時刻及び活動内容等を記録するものとする。

(活動報告書の提出)

第14条 消防団長は、第10条の要請によりサポーターが活動を行ったときは、広島市消防団サポーター活動報告書(様式8)を一月ごとにとりまとめ、翌月7日までに消防局長あて提出するものとする。

(謝礼金の支払)

第15条 サポーターに対する謝礼金は1時間当たりの単価を900円とし、活動時間数によって計算するものとする。ただし、端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。

2 消防局長は、活動報告書が提出されたときは、提出のあった月の翌月末日までに、前項に定める謝礼金を支払うものとする。

(保険加入)

第16条 サポーターは、スポーツ安全保険(公益財団法人スポーツ安全協会)に加入する。

2 加入保険料は、広島市が負担する。

(守秘義務)

第17条 サポーターは、活動により知り得た個人情報等について、守秘義務を有する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。